

第 5088 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 10月 16日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 医療機器と中小企業投資促進税制

Q：中小企業者等に該当する病院を営営する法人が、取得する医療機器は、中小企業投資促進税制の対象になりますか？

A：医療機器は、「器具及び備品」に該当し、「機械及び装置」には該当しないことから、中小企業投資促進税制の対象にはなりません。

【解説】

中小企業投資促進税制の対象となる資産は、次の資産とされています。

- ①機械及び装置
- ②測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む)
- ③特定の器具及び備品(※)
- ④一定のソフトウェア
- ⑤車両総重量3.5トン以上の貨物自動車
- ⑥内航海運業の用に供される船舶

※電子計算機及びインターネットに接続されたデジタル複合機(いずれも一定の要件を満たすものに限り)並びに試験又は測定機器が対象とされています。

お尋ねの医療機器は、耐用年数省令別表第一の「器具及び備品」のうちの「医療機器」に該当しますので、①の「機械及び装置」には該当しませんし、また、②から⑥の資産のいずれにも該当しません。

したがって、医療機器については、この規定の対象にならないこととなります。

